

市政その他のお知らせ

防災行政無線を用いた全国一斉のJアラートの情報伝達訓練を実施します

7月12日(水)午前11時ごろ市内112カ所に設置してある防災行政無線から一斉に放送内容の確認方法については、公式ホームページ参照

国民年金保険料の納付が困難な方へ

第1号被保険者で納付が経済的に困難な方は、保険料の免除・納付猶予の申請ができます。すでに、免除などを受け、7月以降も希望する方は、継続対象者を除き改めて手続きが必要です。

●免除制度(全額・一部免除)

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定基準以下の場合

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合

新型コロナウイルス感染症に係る臨時特例制度は、令和4年度分の申請をもって終了。学生は、学生納付特例制度を要利用

【共通事項】

対象期間令和5年7月～令和6年6月[過年度にさかのぼり免除申請(納付月を除く)をする場合は申請可能期間あり]持ち物基礎年金番号また

は個人番号の分かるもの、本人確認書類(運転免許証など)、失業(退職)による特例免除には雇用保険被保険者離職票などの書類

特定小型原動機付自転車は安全にご利用ください

7月1日から道路交通法が一部改正され、いわゆる電動キックボードなどの車体サイズや、最高速度表示灯の設置の有無などによって新たな車両区分が設けられました。禁止行為などが車両区分によって異なります。

令和5年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

10月1日(日)午前10時～正午青山学院大学青山キャンパス(渋谷区渋谷4-4-25)¥6,000円申込期限7月31日(月)消印有効

住宅アドバイザー派遣制度

分譲マンションの管理組合が抱えている問題(長期修繕計画、建て替え、管理組合の運営など)を解決するために、市に登録している住宅アドバイザーを無料で派遣します。

市内の分譲マンション管理組合

1回2時間。1管理組合に対して年度5回まで備考同じ内容の相談不可。予算の範囲内で先着順に受け付け。要事前相談

市内を走る京王バスの車内放送の内容が変わりました

車内放送で流している多摩市からのお知らせを6月から変更しました。放送内容マイボトルを活用し、使い捨てプラスチックの削減を。ペットボトルはキャップとラベルを外し、すすいで捨てましょう。

生ごみをリサイクルしている方へ「生ごみ入れません!袋」を配布しています

生ごみ処理機などを購入または補助金申請をした方へ、燃やせるごみの袋として使用できる「生ごみ入れません!袋」を配布しています。

令和6年2月29日(木)までダンボールコンポストを含む非電動式生ごみ処理機器、または消耗品を購入および補助金申請をした方配布枚数1回の購入・申請で1袋(10枚入)配布方法NPO法人あしたや共働企画

や共働企画(372)3690、補助金制度について=市役所資源循環推進課(338)6836

多摩市地域福祉計画(多摩市)・多摩市地域福祉活動計画(多摩市社会福祉協議会)を策定しました

令和5～10年度の6年間の地域福祉施策について、多摩市地域福祉計画・第5次多摩市地域福祉活動計画を策定しました。

多摩市地域福祉計画は、「身近な地域で健幸的な生活を楽しむ」「地域でつながりを深める」「地域のみんなで見守り支え合う」という3つの地域づくりの視点を掲げ、「誰もが認め合い支え合うみんな笑顔で健幸なまち多摩」の実現を目指していきます。

両計画は共通の目標のもと、連携して取り組みを進めていきます。

備考詳細は、公式ホームページ参照1004836市役所福祉総務課(338)6839、多摩市社会福祉協議会(373)5611

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加者募集

先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児が、旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の方と友好親善を図る事業です。

1003137(財)東京都遺族連合会03(3812)1796(財)日本遺族会事務局03(3261)5521

家具転倒防止器具の取り付け支援

在宅避難の推進のため、自力で家具転倒防止器具の取り付けが難しい方を対象に、家具転倒防止器具などの取り付け支援を行います。

次の条件をすべて満たす方

- 市内に住民票がある
令和6年3月31日時点で65歳以上
65歳以上のみで暮らす世帯

※対象者の確認のため、住民基本台帳を確認します。ご事情を確認するために連絡する場合があります

150世帯(申し込み先着順)

送料=1,320円、代引き手数料=10,000円未満:440円、10,000円~30,000円未満:550円、30,000円以上:770円
※器具などの購入は自己負担。市が案内する業者からの購入またはご自身で用意

備考詳細は、公式ホームページ参照。受け付けから作業日程の調整のご連絡まで1~2週間。取り付けは令和6年3月31日までに要完了

1001556令和6年2月22日(木)必着の、公式ホームページのインターネット手続きまたは郵送で、切り取った右記申請書に必要事項を記入し、〒206-8666防災安全課へ

▼メモ欄としてご活用ください
取り付け希望家具(控え)
家具名 数量 家具名 数量
タンス テレビ
食器棚 パソコン
本棚 その他(具体的に)
冷蔵庫

器具の購入は自己負担なのでご注意ください!

▼送付先を封筒に貼り付けてお送りください

【送付先】
〒206-8666
多摩市関戸6-12-1
多摩市 総務部 防災安全課
防災担当 行

家具転倒防止器具等設置事業申請書
この事業を利用するにあたり、私に関する情報を事業受託業者へ提供することに同意します。
記入日: 令和 年 月 日
フリガナ
氏名
電話番号 自宅: 携帯:
住所 〒
生年月日 大正昭和 年 月 日 (歳)
本人以外の連絡先 氏名: 電話:
※本人以外へ連絡を希望する場合のみご記入ください

裏面へ続く